

光市公告第30号

光市グループウェアシステム更新業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和7年6月9日

光市長 芳岡 統

記

1 業務名

光市グループウェアシステム更新業務

2 業務の目的

光市グループウェアシステム更新業務は、本市のグループウェアシステムを新システムに更新することにより、事務の適正及び効率化をはじめ、デジタル化及び働き方改革の推進の実行性を高めることを目的とする。

3 委託期間

(1) 更新業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(2) 運用業務委託期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで（予定）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「事務器具什器類、ソフトウェア」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に

該当しないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。
- (6) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）において、地方公共団体が発注するグループウェアシステムの構築を履行し、現在も稼働中で運用、保守業務を継続して契約している実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (8) 光市役所で行うプレゼンテーション及び構築段階の打合せ等に参加できること。

5 実施要領等関係書類の入手方法

実施要領等は、市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/> から入手すること。

6 参加申込書等の提出方法

(1) 提出期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月17日（火）までの日（光市

の休日に関する条例（平成１６年光市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下、休日という。）を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで。

（２） 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

（３） 提出先

〒７４３－８５０１ 山口県光市中央六丁目１番１号
光市政策企画部情報・ＤＸ推進課

７ 企画提案書の提出方法

（１） 提出期間

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和７年７月９日（水）までの日（休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで。

（２） 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

（３） 提出先

〒７４３－８５０１ 山口県光市中央六丁目１番１号
光市政策企画部情報・ＤＸ推進課

８ 評価及び選定

（１） 選定審査

光市グループウェアシステム更新業務公募型プロポーザル委託業者選定委員会により行う。

（２） 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくデモンストレ

ーション、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

9 その他

- (1) 本手続きに関する照会窓口は、光市政策企画部情報・D X推進課（電話 0833-72-1419 電子メールアドレス jyouhou@city.hikari.lg.jp）とする。
- (2) その他詳細は、実施要領等による。